

「泊発電所原子力事業者防災業務計画」の主な修正内容について

項 目	修 正 内 容
原子力災害対策特別措置法関係法令の改正に伴う修正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力災害対策特別措置法施行令等に定められる原子力防災管理者からの通報等を行うための判断基準となる原災法第10条事象、第15条事象の変更に伴う修正</li> <li>・原子力災害対策指針に定められる警戒事態を判断する警戒事象一覧の追加、警戒事象発生時における防災体制の明確化、国への連絡等に伴う修正</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事故発生時に備えて整備している資機材の追加、様式の変更および追加、表現の適正化による修正等</li> </ul>

(参考：原子力事業者防災業務計画の主な内容)

第1章 総則	原子力事業者防災業務計画の目的、基本構想、計画の運用と修正及び定義について定める。
第2章 原子力災害予防対策の実施	原子力防災組織の設置、原子力災害の情勢に応じた原子力防災体制の整備、通報や業務に必要な設備及び資機材の整備、原子力防災教育及び原子力防災訓練の実施並びに国、地方公共団体、地元防災関係機関との連携等について定める。
第3章 緊急事態応急対策等の実施	原子力災害対策特別措置法に基づく通報、災害拡大防止や放射能影響評価など応急措置の実施、非常配備体制発令時の防災センターへの要員派遣など緊急事態応急対策等について定める。
第4章 原子力災害事後対策	発電所の復旧対策、行政機関等への原子力防災要員等の派遣等について定める。
第5章 その他	他の原子力事業者への協力について定める。